

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		地域医療支援病院の名称承認
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第4条第1項 第22条 規則第6条 第6条の2 第21条の5 第22条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請書に必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。 2 医療法及びこれに基づく医療法施行規則に定める基準を満たしていること。 3 新規開設病院については、相当の実績期間が必要であること。 4 医療法及びこれに基づく法令に違反がないこと。
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	10日（埼玉県さいたま地域医療構想調整会議において協議し、埼玉県医療審議会への諮問に要する期間を除く。）
	設定等年月日	平成16年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
備 考		